

# 避難所のペット対策について

～被災者支援の一環として、避難所におけるペット対策が必要です～

東日本大震災や熊本地震、西日本豪雨災害において、一部の避難所でペットの受入が拒否されたため、ペットを同行する被災者が避難所を転々としたり、入所を断念した事例が報告されています。

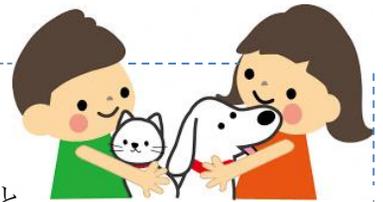
避難所の運営に携わる方には次の事項にご留意いただき、被災者が避難所でできる限り快適に過ごせるよう、お住まいの市町村が作成している「地域防災計画」や「避難所運営マニュアル」に基づき対応していただきますようお願いいたします。

## 留意事項

損壊した自宅や車中泊など、避難所以外の場所で生活をしないですむ様に、被災者が連れて来るペットも避難所で受け入れるよう努める必要があります。ただし、災害時であってもペットの管理責任は飼い主にあります。

動物の苦手な方やアレルギーを持っている方など、他の避難者に迷惑をかけないように飼い主にルールを守ることを呼びかけます。

避難所の敷地内、例えばグラウンドや駐輪場の一角など、ペットを飼育できる専用のスペースを確保し、飼い主が責任を持って適切に飼育管理できるようにすることが大切です。



### 【避難所におけるペット対策】

#### ・防災基本計画（災害対策基本法）

市町村は避難所におけるペットのためのスペースの確保に努めること  
飼い主はペットを避難所で適切に飼育できるよう平時から準備すること

#### ・動物の愛護及び管理に関する法律

飼い主責任を基本とした避難時の飼育管理が適切に行うことが出来るよう体制整備を図ること

#### ・人とペットの災害対策ガイドライン（環境省）

被災者を救護する観点から、災害時にも被災者がペットを適切に飼育管理できるよう支援する

#### ・和歌山県地域防災計画

県は市町村や関係団体と協力して、避難所で飼い主自身が適切に飼育できるよう支援する

#### ・市町村避難所運営マニュアル作成モデル（市町村がマニュアル策定時に参考とするもの）

避難所の敷地内にペットのスペースを設けますが、居住スペースへのペットの持ち込みは原則禁止です。しかし、避難所のスペースに余裕がある場合は、必要に応じて、飼い主とペットと一緒に居住できるスペースを別に設けられるかどうか避難所運営本部で検討する。

## 参考資料

詳細については、お住まいの市町村が作成している避難所運営マニュアル等をご確認ください。

### ペットの飼い主の皆さんへ（チラシ例）

避難所では、多くの人達が共同生活を送っていますので、ペットの飼い主の皆さんは他の避難者に迷惑をかけないように、次のことを守ってください。

- ① ペットは、指定された場所で、必ず、繋いで飼うか、ケージ(オリ)の中で飼い主自らの責任のもと飼ってください。
- ② 飼い主がお互いに助け合い、ペットの飼育管理を行ってください。
- ③ ペットの体や飼育場所は、常に清潔に保ち、鳴き声や抜け毛、臭いなどで周囲に迷惑をかけないように努めてください。
- ④ かみぐせのあるペットには飼い主以外の方を近づけないようにするなど、咬傷事故の防止に努めてください。
- ⑤ 排便は周囲に迷惑をかけない場所など決められた場所でさせ、必ず後始末を行ってください。
- ⑥ 餌は時間を決めて与え、その都度きれいに片づけてください。
- ⑦ ノミ・ダニの駆除に努めてください。
- ⑧ 運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。
- ⑨ ペットもストレスを感じていますので、逃さないように注意してください。
- ⑩ 餌やペットの飼育に必要な資材(ケージ・その他用具)が不足している場合は、保健・衛生班を通じ、避難所運営本部に相談してください。
- ⑪ トラブルが生じた場合は、飼い主が責任をもって対応してください。また、必要に応じて、保健・衛生班を通じ、避難所運営本部へ相談してください。

### ペット飼育者名簿

No	入所日	退所日	飼育者氏名 〔連絡先(避難所内の居場所等)〕	ペットの 名前	性別	特徴(種類・ 体格・毛色)	犬の登録 狂犬病の予防注射
							登録(有・無) 注射(有・無)
							登録(有・無) 注射(有・無)
							登録(有・無) 注射(有・無)
							登録(有・無) 注射(有・無)
							登録(有・無) 注射(有・無)

ペットを伴った被災者を迅速かつ的確に把握することは、ペットの適切な管理を推進し、避難所の円滑な運営を図るために大切です。

